

給付対象は全ての労働者になります！

業務上（通勤途中を含む）において、病気やけが、死亡した時に、本人や家族に、治療や休業、障害、死亡に対する補償など必要な給付を行う制度です。（労災保険法第1条）

・手続きの方法

災害にあった労働者自身またはその遺族が、**請求書**（会社に記入してもらう部分があり、会社と相談する必要がある）を**労働基準監督署**に提出します。

会社が手続きをしてくれない場合は労働基準監督署に相談しましょう（P34参照）。



Q&A ③

Q3. 仕事中にケガをしました。数日後、上司から「君の不注意でケガをしたのだから治療費は自己負担だよ。それに君、バイトだし」と言われました。どうしよう……

A. は次ページ 125